

第 3 3 回 渋川市農業委員会総会 議事録

開会の日時 令和6年10月8日 午前 9時30分
 閉会の日時 令和6年10月8日 午前10時 8分
 開会の場所 市役所第二庁舎 201会議室

委員

議席	氏名	出席	欠席	備考
1	眞下繁美	○		
2	高橋昭彦	○		
3	都丸正隆	○		
4	齊藤由香	○		
5	鳥山孝子	○		
6	廣瀬 淳		○	
7	岸 正二	○		
8	田中修之	○		
9	石田恵治	○		
10	青木明雄	○		
11	内山繁司	○		
12	奈良嘉祐	○		
13	齊藤美保	○		
14	角田壽一	○		
15	飯塚敬子	○		
16	野村 隆	○		
17	青木洋一	○		
18	石田玉枝	○		
19	山本彰一郎	○		

渋川市農業委員会総会会議規則第20条の規定による出席者

	齋藤光男	○		農地利用最適化推進委員委員長
	岩崎雅信	○		農地利用最適化推進委員副委員長
	阿部正雄	○		農地利用最適化推進委員班長
	諸田好真	○		農地利用最適化推進委員班長

議事録署名委員 議席 9番 石田 恵治 委員
議席 10番 青木 明雄 委員

議事参与が制限された委員数 0人 傍聴人数 0人

委員以外の出席者 事務局長 福田 順夫
統括主幹 (農地調整係長) 中野 智也
統括主幹 (農業振興係長) 池田 恵美
主任 大澤 由香里

令和6年10月8日

会 議 の 顛 末

開 会 <午前9時30分>

事務局

おはようございます。

始まる前に、議案書の訂正をお願いします。議案書11ページ、議案第5号申請番号5の1番の受人の訂正をお願いします。

それでは、第33回渋川市農業委員会総会を開会いたします。渋川市農業委員会総会会議規則第2条第3項の規定により、山本会長に議長を務めていただき、議事進行をお願いします。

以降、着座にて説明させていただきます。

議 長

皆さんおはようございます。始まる前に、ご協力願います。

会議に支障をきたすため携帯電話等はマナーモード又は電源を切ってください。

それでは、令和6年度第33回渋川市農業委員会総会を開会いたします。

皆さまのご協力により、円滑に議事進行を進めたいと思います。

ただいまの出席委員は19人中18人で、会議は成立しました。

なお議席番号6番廣瀬淳委員から欠席の届出がございました。

さっそくですが、議事に入ります。

議事日程「第1会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本会議の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定いたします。

続きまして、「議事日程第2 議事録署名委員の指名を議題」とします。議事録署名委員に議席番号9番石田恵治委員、議席番号10番青木明雄委員を指名したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって議事録署名委員は、9番石田恵治委員と10番青木明雄委員に決定いたしました。

続きまして、「議事日程第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第1号をご説明いたします。
報告書の1ページをお願いします。

農地法第18条第6項の規定による通知について次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。

届出は記載の1件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、賃貸人、賃借人、土地の表示及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約の合意が成立した日、賃貸借の合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は、記載のとおりであります。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

議長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、「議事日程第4 報告第2号 農地使用貸借合意解約通知について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第2号をご説明いたします。
報告書の3ページとなります。

農地使用貸借合意解約通知について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。

届出は記載の1件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、貸付人、借受人、土地の表示及び面積、契約をした日、合意解約が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は、記載のとおりであります。

以上で、報告第2号の説明を終わります。

議 長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。
続きまして、「議事日程第5 報告第3号 農地法第3条の3第1項の
規定による届出について」を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました報告第3号をご説明いたします。
報告書の5ページから6ページをお願いします。
農地法第3条の3第1項の規定による届出について、次のとおり受理
しましたので、ご報告いたします。
届出は記載の5件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、届出
者、土地の表示及び面積、権利を取得した日、権利を取得した事由は、
相続、取得した権利の種類は、所有権であります。
以上で、報告第3号の説明を終わります。

議 長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。
続きまして、「議事日程第6 報告第4号 制限除外の農地等移動通
知について」を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました報告第4号をご説明いたします。

報告書の7ページをお願いします。制限除外の農地等移動通知について次のとおり、受理しましたので、ご報告いたします。

届出は記載の2件で、表頭の左から番号、受付年月日、届出者、土地所有者、土地の表示及び面積、農地転用時期、転用目的は、記載のとおりです。

以上で、報告第4号の説明を終わります。

議 長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、「議事日程第7 報告第5号 農地転用申請に伴う現地調査について」を議題とします。

それでは、渋川地区を斉藤美保第2班長、子持、北橋地区を石田玉枝第2班長より報告をお願いします。最初に斉藤美保第2班長、お願いします。

13 番

着座にて説明させていただきます。

令和6年9月27日に実施しました、第2班渋川地区の現地調査報告をいたします。参加者は、眞下委員、岸委員、内山委員と私、斉藤。事務局は、中野係長、大澤主任の計6名で実施しました。渋川地区の今回の許可申請は、第4条による申請1件、第5条による許可後の計画変更申請が1件、第5条による申請が4件、合計6件でありました。それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、併せてご覧ください。

始めに4条申請であります。

7ページをご覧ください。

申請番号4の1番の現地は、東は道路、西は宅地、南は畑と宅地、北は一体利用する宅地となっています。申請地は問題ないと思われま

次に5条の計画変更申請であります。

9ページをご覧ください。

申請番号1番の現地は、東と西は道路、南は畑と宅地、北は宅地となっています。申請地は問題ないと思われま

次に5条申請であります。

11ページをご覧ください。

申請番号5の1番の現地は、東と南は山林、西は畑、北は道路となっています。申請地は問題ないと思われま

申請番号5の2番の現地は、東と南は道路、西は田、北は宅地となっています。申請地は問題ないと思われま

す。12ページをご覧ください。

申請番号5の3番の現地は、東は水路、西と南と北は道路となっています。申請地は問題ないと思われま

す。申請番号5の4番の現地は、5条の計画変更申請、番号1番の現地と同じですので、省略させていただきます。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われま

す。以上で第2班渋川地区の現地調査報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

続きまして、石田玉枝第2班長、お願いします。

18番

着座にて説明させていただきます。

令和6年9月27日に実施しました、第2班子持、北橋地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、都丸委員、鳥山委員、青木洋一委員と私、石田。事務局は、池田係長、都丸会計年度任用職員の計6名で実施しました。

今回の子持、北橋地区の許可申請は、第4条による申請が1件、第5条による申請が3件、合計4件でありました。それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧ください。

始めに4条申請であります。

7ページをご覧ください。

申請番号4の2番の現地は、東と北は宅地、西は一体利用する宅地、南は畑となっています。申請地は問題ないと思われま

す。次に5条申請であります。

12ページをご覧ください。

申請番号5の5番の現地は、東は宅地、西は一体利用する宅地、南は道路、北は畑となっています。申請地は申請地は問題ないと思われま

す。13ページをご覧ください。

申請番号5の6番の現地は、東は堤、西は道路、南と北は畑となっています。申請地は問題ないと思われま

す。申請番号5の7番の現地は、東は畑、西は道路、南と北は宅地と道路となっています。申請地は問題ないと思われま

す。なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資

料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われます。

以上で第2班子持、北橘地区の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

現地調査の報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、質疑等がありましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で現地調査報告を終わります。

続きまして、「議事日程第8 協議第1号 渋川農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について」を議題とし、意見の決定を求めます。事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、渋川農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について、ご説明いたします。

協議書の1ページをお願いします。

協議第1号渋川農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について、次のとおり協議があったので、意見の決定を総会に願います。

なお、詳細につきましては農政課の担当職員より説明させますので、よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

では、農政課の担当者から説明していただきます。

農政課

はい、農政課の坂田です。よろしく申し上げます。事前の資料が一つ抜けてしまったため、これから配布いたしますので少々お待ちください。

それでは、渋川農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更についてご説明いたします。

協議書1ページからの農用地区域変更申出一覧表をご覧ください。これは、令和6年7月23日に渋川市農業振興地域整備促進協議会で、ご審議いただき、除外が認められたものです。

それでは、1から3ページをご覧ください。最初に渋川地区（除外）

になります。内訳は田2筆、畑11筆、合計13筆で15,177平方メートルとなります。

また、先ほど資料を配付させていただきましたが、昨年度からお話させていただいていた古巻公民館の駐車場用地兼倉庫用地につきましても、併せてお願いいたします。この内訳は畑8筆で、合計2,887平方メートルとなります。

次に、5ページをご覧ください。渋川地区（編入）になります。内訳は、田2筆、畑1筆、合計3筆で1,504平方メートルとなります。

次に、7ページをご覧ください。渋川地区（非農地）になります。内訳は、畑3筆で、合計1,871平方メートルとなります。

今回の変更により、渋川地区の農振農用地面積は、除外・転入との差し引きの結果、1.55ヘクタールの減で603.37ヘクタールになります。

続いて伊香保地区ですが、今回は変動がありませんでした。そのため、伊香保地区の農振農用地面積は、前回から変わらず37.04ヘクタールになります。

次に、9ページをご覧ください。小野上地区（除外）になります。内訳は、田9筆、畑3筆、合計12筆で10,446平方メートルとなります。

次に、11ページをご覧ください。小野上地区（非農地）になります。内訳は、畑4筆で、合計2,286平方メートルとなります。

今回の変更により、小野上地区の農振農用地面積は1.27ヘクタールの減で180.10ヘクタールになります。

次に、13ページをご覧ください。子持地区（除外）になります。内訳は、田4筆で、合計2,780平方メートルとなります。

次に、15から16ページをご覧ください。子持地区（非農地）になります。内訳は、畑13筆、山林1筆、合計14筆で6,164平方メートルとなります。

今回の変更により、子持地区の農振農用地面積は0.89ヘクタールの減で737.64ヘクタールになります。

次に、17ページをご覧ください。赤城地区（除外）になります。内訳は、田1筆、畑2筆、合計3筆で1,306平方メートルとなります。

次に、19ページをご覧ください。赤城地区（編入）になります。内訳は、田1筆、畑2筆、合計3筆で3,151平方メートルとなります。

次に、21ページをご覧ください。赤城地区（非農地）になります。内訳は、畑1筆で1,018平方メートルとなります。

今回の変更により、赤城地区の農振農用地面積は除外・転入との差し引きの結果、0.08ヘクタールの増で1,496.92ヘクタールとなります。

次に、23ページをご覧ください。北橘地区（除外）となります。内訳は、畑5筆で、合計2,288平方メートルであります。

次に、25から26ページをご覧ください。北橘地区（編入）になります。内訳は、畑12筆で、合計4,643.35平方メートルとなります。

次に、27から28ページをご覧ください。北橘地区非農地になります。内訳は、田3筆、畑7筆、合計10筆で8,151平方メートルとなります。

今回の変更により、北橘地区の農振農用地面積は除外・編入との差し引きの結果、0.58ヘクタールの減で818.70ヘクタールとなります。

以上で説明を終わります。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。これより審議を行います。

質疑のある方はお願いします。

ではさっそくですが、13ページの子持地区の取下げについて、ある業者が間に入って、所有者に確認をしないで申請を出してきたらしいと聞きました。そんなものを審議するのはいかがなものかと思う。どうにかならないのか。

農政課

はい、議長。農政課。

議長

はい、農政課。

農政課

取下げになった案件ですか。

議長

そう。所有者が「自分は返事していない」と言ったと聞いた。

15番

はい、議長。15番飯塚。

議長

はい、15番飯塚委員。

15番

業者からは、一応所有者に話はあったんですか。

議長

所有者は、話をされただけで返事はしていなかったから、結局取り下げなくてはならなかったと聞いた。審議会で議論したわけなのに、簡単に取下げですよ。

本当に所有者に確認が取ってあるのかを、審議会で議論しなくちゃならないようなことがないようにしていただけたらなど。

農政課

申出の時点で、所有者の方には確約書まで書いていただいたのですが。

議長

そのへんが分からないんだよな。

農政課

はい。そのため、こちらとしたらそれ以上のことは言えない。

議長 言えないよな、そのへんは分かりました。だけど、今回は半田も八木原も取下げがあった。まあ、取り下げが今回多いなど。それなので、質問させていただきました。以上です。

ただいまの農政課の報告に質問のある方はお願いします。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りします。協議第1号、渋川農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更については、認めることで、ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議案のとおり決定することに決しました。
続きまして、「議事日程第9 議案第1号 渋川市農業委員会総会会議規則の一部改正について」を議題とし、議決を求めます。
事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 議案書の1ページをお願いします。
議案第1号渋川市農業委員会総会会議規則の一部改正について、渋川市農業委員会総会会議規則の一部を次のように改正したいので、議決を求めるものです。

渋川市農業委員会会議規則第1号渋川市農業委員会総会会議規則の一部を改正する。

第31条第2号中、「つえ、」を削る。

この規則は、令和6年10月8日から施行する。理由、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正に伴い、障害を理由とする不当な差別的取扱いに抵触する可能性のある規定について、見直しを行い、所要の改正を行うものです。

お手元に配布させていただいた、規則の現行、改正案の新旧対照表、1ページ、2～8ページは改正後の渋川市農業委員会総会会議規則であります。ご覧いただきたいと思っております。

以上で、議案第1号の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださりますよう、お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。
質疑のある方はお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め質疑を打ち切ります。
お諮りします。議案第1号渋川市農業委員会総会会議規則の一部改正については、原案どおり決することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、原案どおり可決されました。
続きまして、「議事日程第10 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、処分の決定を求めます。
申請番号3の1番から9番の9件を上程し、審議いたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。

議案書の3ページから6ページ関連です。

議案書の3ページをお願いいたします。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を、総会にお願いするものです。

申請番号3の1番から9番につきまして、権利関係、土地の所在及び面積等、並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請番号3の1番は、農業経営効率化のための申請となります。

申請番号3の2番は、農業経営効率化のための申請となります。

4ページをお願いします。

申請番号3の3番は、農業経営効率化のための申請となります。

申請番号3の4番は、農業経営規模拡大のための申請となります。

5ページをお願いします。

申請番号3の5番は、農業経営規模拡大及び効率化のための申請となります。

申請番号3の6番は、農業経営規模拡大のための申請となります。

申請番号3の7番は、農業経営規模拡大のための申請となります。
6ページをお願いします。

申請番号3の8番は、農業経営効率化のための申請となります。

申請番号3の9番は、農業経営効率化のための申請となります。

また、お手元に配布してあります農地法第3条調査書につきましては記載のとおりです。

以上で、農地法第3条の規定による許可申請の説明を終わります。
よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。申請番号3の1番から9番の9件について審議します。ただいまの事務局説明及びお手元の3条調査書内容について質疑のある方はお願いします。

17 番 はい、議長。17番青木。

議 長 はい、17番青木委員。

17 番 申請番号3の5番ですが、申請事由で「農業経営規模拡大」と「農業経営効率化」の2つがありますけども「農業経営規模拡大」は今該当の農地を持ってない人が申請すると思うんですけども、この理由はどのようなことですか。

事務局 はい。議長。農地調整係長。

議 長 はい。農地調整係長。

事務局 ただ今のご質問に説明させていただきます。今回新たに取得する農地の中に、元々借りていた農地が含まれているということで、借りていた農地を新たに取得する場合については「農業経営効率化」となります。そのため、「農業経営規模拡大」及び「農業経営効率化」とさせていただきます。以上になります。

17 番 はい。分かりました。

議 長 他に質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め質疑を打ち切ります。
お諮りします。議案第2号申請番号3の1番から9番の9件については、

許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、3の1番から9番の9件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、「議事日程第11 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号4の1番から2番の2件を上程し、審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、農地法第4条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。

議案書の7ページをお願いいたします。

議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を、総会にお願いするものです。

申請番号4の1番から2番につきまして、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号4の1番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は第3種農地と判断されます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号4の2番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると判断されます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

以上で、農地法第4条の規定による許可申請の説明を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。申請番号4の1番から2番の2件について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め質疑を打ち切ります。
お諮りします。議案第3号、申請番号4の1番から2番の2件については許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、申請番号4の1番から2番の2件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、「議事日程第12 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号1番の1件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請につきまして、ご説明いたします。

議案書の9ページをお願いいたします。

議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請がありましたので、処分の決定を、総会にお願いするものです。

申請番号1番につきまして、申請人の住所、氏名等、土地の表示、転用目的等は、議案書に記載のとおりです。

申請番号1番、変更前申請人は、分譲住宅用地（3区画）として農地法第5条の規定による許可を受け、分譲住宅用地として販売する予定でありましたが、近隣で運送業を営む変更後申請人から「駐車場用地」として譲り受けたい旨の話があり、両者の話し合いが整いましたので、計画変更を申請するものです。

なお、本案件は、第5条の申請が併せて提出されております。

以上で、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の説明を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。

これより、申請番号1番の1件について、審議します。

質疑のある方はお願いします。

質疑が無いようなので、私からよろしいですか。変更前は720平方

メートルでしたが、707平方メートルに変更されています。登記簿上の変更ですか、それとも測量後の変更ですか。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長 はい、農地調整係長。

事務局 こちらにつきましては、渋川市が拡幅した道路の分減っているため、その差引きで720平方メートルから707平方メートルになっています。

議長 後退線が変わったということですか。

事務局 はい。道路として農地の一部分が拡幅されておりますので、その部分になります。

議長 分かりました。
他に質疑のある方はお願いします。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りします。議案第4号申請番号1番の1件については、承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議案のとおり承認することに決しました。
続きまして、「議事日程第13 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、処分の決定を求めます。
申請番号5の1番から7番の7件を上程し、審議いたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。
議案書11ページから13ページ関連です。
議案書11ページをお願いいたします。

議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号5の1番から7番につきまして、権利関係、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号5の1番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われ、農地区分は第2種農地と判断されます。

申請番号5の2番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると判断されます。

12ページをお願いいたします。

申請番号5の3番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺地域に居住する者の業務上必要な施設で申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると判断されます。

申請番号5の4番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は第3種農地と判断されます。

申請番号5の5番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われ、農地区分は第2種農地と判断されます。

13ページをお願いいたします。

申請番号5の6番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われ、農地区分は第2種農地と判断されます。

申請番号5の7番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると判断されます。

以上で、農地法第5条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。申請番号5の1番から7番の7件について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め質疑を打ち切ります。
お諮りします。議案第5号、申請番号5の1番から7番の7件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、申請番号5の1番から7番の7件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、「議事日程第14 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について」を議題とし、議決を求めます。

事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました議案第6号農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決を、お願いするものでございます。

15ページから22ページであります。

内容について、ご説明いたします。

この農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、定めることとなります。

今回の計画決定に伴う対象農地は、渋川、伊香保、小野上、子持、赤城、北橘地区における農用地利用集積計画であります。

なお、この計画概要の公告は、令和6年11月1日を予定しております。計画概要につきましては、15ページに記載のとおり、利用権設定に係る合計は、渡人（所有者）が75人、受人（借受人）が48人、筆数が138筆、面積は188,455平方メートルです。この個別の内訳は、16ページから22ページの総括表に記載のとおりであります

また、この計画につきましては、なお従前の例によるものとされた同条第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条の規定の各要件を満たしているものと、考えております。以上で議案第6号の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださりますようお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑のある方はお願いします。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第6号、農用地利用集積計画の決定については、議案のとおり認めることで、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、議案のとおり承認することに決しました。
続きまして、「議事日程第15 議案第7号 農用地利用集積等促進
計画（案）の意見について」を議題とし、議決を求めます。
事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました議案第7号農用地利用集積等促進計
画（案）の意見について、群馬県農業公社へ要請することについて、
決定を求めるものであります。
23ページから24ページであります。
内容について、ご説明いたします。
要請件数等は、24ページ最下段をご覧ください。
被設定人（借受人）1名、設定人（貸付人）1名、賃借権の設定等を
する土地16筆、面積23,959平方メートル、設定する権利は記載のと
おりです。
以上で議案7号の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださ
りますよう、お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。
なお、その前に、字句の変更をお願いします。被設定人（借受人）
の住所の大字の漢字の修正をお願いします。
質疑のある方はお願いします。

（「なし」の声あり）

議 長 質疑なしと認め質疑を打ち切ります。
お諮りします。番号1番から16番の16件については、議案のとおり
認めることで、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認め、番号1番から16番の16件については、承認する
ことに決しました。
以上をもちまして、第33回総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

<閉 会 午前10時 8分>